

武四郎まつり出展要項

1. 趣旨

この要項は、武四郎まつり実行委員会(以下「主催者」という。)が、郷土の偉人「北海道の名付け親 松浦武四郎」の功績を称え、その精神を継承し、多くの人々に松浦武四郎の姿や功績を知っていただくことを目的に、武四郎まつり開催時の物品販売・各種啓発・展示・体験ブース等の出展(以下「出展」という。)に関する事項を定める。

開催日:生没月にあたる毎年2月の最終日曜日の1日とする。

場 所:松浦武四郎記念館・誕生地及び小野江公民館その周辺とする。

2. 出展について

(出展参加資格)

出展資格者については、次の優先順位に基づきます。

ただし、当該各号の場合においても主催者が出展について適当でないと判断した団体または個人については出展を認めないものとする。

- ① 三雲管内の啓発活動・物品販売にふさわしい団体及び個人。
- ② 松浦武四郎に関連した団体及び個人。
- ③ 松阪北部商工会に加盟している団体及び個人。
- ④ 主催者から依頼のあった団体及び個人(以下「依頼出展者」という。)
- ⑤ 前号の他「武四郎まつり」にふさわしいと主催者が認めた団体及び個人。

(出店の拒否)

主催者、出店者、責任者及び使用人が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合、出店の拒否することができるものとする。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
- ② 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下「配偶者」という。)
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団又は暴力団員若しくは配偶者(以下「暴力団員等」という。)がその事業活動を支配するもの。
- ④ 法人でその役員又は主要な使用人が暴力団員等であるもの。
- ⑤ 暴力団員等をその業務に従事させ又はその業務の補助者として使用するもの。
- ⑥ 暴力団又は暴力団員等に対して資金などを提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与しているもの。

(出展者の決定)

- ① 出展希望者は、「武四郎まつり出展票」及び「武四郎まつりへの出展に関する誓約書」を主催者が定めた日時までに武四郎まつり実行委員会事務局(以下「事務局」という。)へ提出しなければならない。

- ② 出展者の上限は運営上の都合により主催者がこれを変更することを可能とする。
- ③ 申し込み多数の場合は出展内容と開催趣旨を鑑み主催者が選考し、ふさわしいと判断した出展希望者を優先する。
飲食エリア(小野江公民館敷地内)の会場スペースは限りがあるため、応募多数の場合は抽選で出展者を決定する。
- ④ 出展者は主催者が定めた日時に実施する出展者説明会に原則参加しなければならない。
- ⑤ テントについては、1 出展者に対し、原則として 1 テントまでの使用とする。

(依頼出展者)

- ① 依頼出展者の出展にかかる費用については、主催者がこれを負担することを可能とする。
- ② 主催者は出展にかかる費用のうち、販売する物品等の材料費を主催者によって負担した依頼出展者に対して、売上の半額から 1,000 円未満の金額を切り捨てた金額を徴収することを可能とする。

(出展参加料)

- ① 出展参加料については、1 団体につき **4,000 円を徴収する。**
ただし、啓発・体験・展示の出展者及び福祉団体等、主催者に所属する出展者は除く。
※出展参加料は現金のみの取り扱いとし出展者説明会の際に徴収する。

(出展場所)

- ① 出展場所は松浦武四郎記念館駐車場、小野江公民館駐車場、シャディサラダ館みくも店裏、松浦武四郎誕生地駐車場のうちいずれかとする。
- ② 前項について、それぞれ記念館エリア、公民館エリア、いせやエリア、お休み処と呼称する。
- ③ 主催者は依頼出展者を含む出展者を任意の出展場所に配置し、出展者は主催者に異議を申し立てることができることとする。ただし、主催者が可能な限りの対応をした後これについて異議を取り下げない場合は、主催者は当該出展を取り消すことができることとする。

(出展設備等)

- ① 設備、備品等に不注意等による破損が生じた場合は原則出展者による実費負担とする。
- ② **出展設備は、主催者において、テント・机・椅子・ストーブ・電源・を設置します。ガスボンベ・ガス使用調理器具・保冷庫等その他必要な調理器具等は出展者で用意すること。**

(飲食物の出展)

- ① 飲食物を取り扱う場合、原則その出展者が営業に必要な許認可等の手続きを行い、その申請書等の複写を事務局へ提出すること。
- ② 飲食物を取り扱う場合、その出展者は十分に衛生管理を行い食中毒等が発生しないよう配慮すること。アルコール類の販売は禁止とする。
- ③ 火気を使用する場合、その出展者が取り扱いに十分注意し消火器等を配備すること。

3 中止について

- ① 雨天時においては、各種警報等が発令されない限り決行する。

4 その他

- ① 会場への搬入は午前 6 時 30 分～午前 9 時 30 分まで、搬出は午後 15 時 30 分～午後 18 時 00 分とする。また、荷下ろし後は速やかに会場の外へ車両を移動させること。搬入・搬出時間以外の車両の乗り入れはできない。主催者側が指定する場所に駐車すること。また指定駐車場への駐車は「車両進入許可証」が必要。
- ② 販売等により発生したゴミは、必ず各自でお持ち帰ること。
- ③ 売上に関しては全額出展者の売上とする。ただし、依頼出展者に関してはこの限りではない。
- ④ 現金の管理は出展者がこれを行い、紛失・盗難等について主催者は責任を負わない。
- ⑤ BGM 等を用いる場合は隣接する出展ブース及び出展者に影響が出ない範囲で行うこと。
- ⑥ テント内に設置する物品や看板等については、隣接する出展者や通路の妨げにならないよう配慮すること。